

---

# CM と音楽著作権

---

一般社団法人 日本音楽著作権協会

JASRAC®

ver.6.0.0

## 目次

概要 .....	2
広告目的複製 .....	4
手続きの流れ .....	4
申込書の記入方法 .....	7
広告展開利用 .....	10
手続きの流れ .....	10
申込書の記入方法 .....	14
報告書の記入方法、使用料 .....	16
1 地上波テレビ・地上波ラジオでのCM放送 .....	17
2 インターネットでのCM配信（広告枠への出稿分のみ） .....	21
3 劇場でのCM上映 .....	25
4 店頭でのCM上映・音声CM演奏（再生） .....	27
5 店頭以外（街頭ビジョン、交通機関、その他のデジタルサイネージ）でのCM上映 .....	30
6 広告宣伝車（アドトラック）でのCM上映・音声CM演奏（再生） .....	34
その他 .....	37
ライブラリーミュージックの使用について .....	37
委嘱・タイアップについて .....	38

## 概要

### 広告で音楽を利用する場合の手続きについて

JASRAC が著作権を管理する楽曲を広告に利用する場合、次の 2 つの（権利関係によってはいずれかの）手続きが必要です。

・広告目的複製の手続き

・広告展開の手続き

### 広告目的複製の手続き

JASRAC が著作権を管理する楽曲について、テレビ CM に収録する、ポスターに歌詞を印字するなど、企業やその商品・サービス等の広告内容と、意図的に組み合わせて複製する場合に必要な手続きです。

広告目的複製の考え方や適用範囲については、「[広告目的複製の範囲に関するガイドライン](#)」をご確認ください。

#### | 使用料について

広告目的複製の使用料は、利用する楽曲の関係権利者（作詞者・作曲者、音楽出版者など）である委託者が指定する額となります。

広告での楽曲の利用には、切除やアレンジ（改変）が伴うことに加え、特定の商品・サービスや企業などのイメージを結びつけて積極的に広めていくという特性があることから、許諾の重要な条件である使用料を一律の額とすることにはなじまず、委託者が指定できることとしています。

したがって、広告目的で楽曲を利用される場合は、事前に、当該楽曲の関係権利者である音楽出版者に（関係権利者に音楽出版者がいない楽曲については著作者に直接）ご連絡のうえ、利用したい内容をお伝えいただき、利用の可否※と、利用可能な場合の条件（使用料額等）を確認していただく必要があります。

条件に合意されましたら、その内容をもとに、当協会に広告目的複製の利用申込みをしてください。

※切除やアレンジ（改変）を伴う広告での楽曲の利用に際しては、同一性保持権（著作権法第 20 条）をはじめ、著作者の人格的利益への配慮（著作者の意向に反しないこと）が不可欠です。

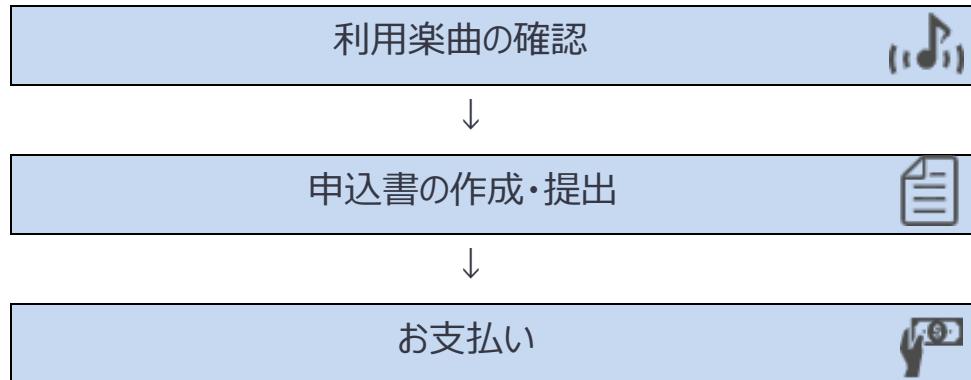
## 広告展開の手続き

制作した広告用複製物（広告に利用する目的で音楽著作物を複製した複製物）をテレビやインターネットなどで展開する際に必要な手続きです。対象となる利用は以下のとおりです。

- 1 地上波テレビ・地上波ラジオでの CM 放送
- 2 インターネットでの CM 配信（広告枠への出稿分のみ）
- 3 劇場での CM 上映
- 4 店頭での CM 上映・音声 CM 演奏（再生）
- 5 店頭以外（街頭ビジョン、交通機関、その他のデジタルサイネージ）での CM 上映
- 6 広告宣伝車（アドトラック）での CM 上映・音声 CM 演奏（再生）

## 広告目的複製

### 手続きの流れ



### 利用楽曲の確認

作品検索データベース「[J-WID](#)」で、ご利用楽曲の権利関係をご確認ください。管理状況（管理分野）のうち、「広告」のそれぞれ該当する区分をご確認ください。

#### 広告



	権利者（音楽出版社、音楽出版社が管理しない楽曲については著作者）へ事前にご連絡のうえ、利用の可否、使用料額を含めた利用条件をご確認いただき、 <a href="#">申込書の作成・提出</a> へお進みください。
	作品コードをお控えのうえ、 <a href="#">JASRAC インフォメーションデスク</a> へお問い合わせください。
	JASRAC では著作権を管理していません。他の権利者（著作権管理事業者、音楽出版社または著作者）に直接お問い合わせください。

#### | 市販の CD やダウンロードした音源などを利用する場合

市販の CD やダウンロードした音源を利用する場合、著作権とは別に、著作隣接権（音源製作者やアーティストの権利）の許諾を得る必要があります。音源製作者（レコード会社等）へ直接お問い合わせください（参考：[日本レコード協会音源利用許諾窓口一覧](#)）。

## 申込書の作成・提出

利用開始日前日までに、「広告での音楽利用」ページから広告目的複製利用申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、エクセルデータ（押印済みの場合は PDF データ）をご提出ください。

ご提出先 : [agm-ad@jasrac.or.jp](mailto:agm-ad@jasrac.or.jp)

## 押印について

現在、押印は必須としておりません。

一般社団法人 日本書楽著作権協会 錦中 広告目的複製利用申込書		請求日		年 月 日		請求№		JASRAC <sup>®</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<p>協会が著作権を管理する下記の音楽著作物を、広告目的で行う複数に利用することについて、貴協会の定める利用許諾条項を承認の上、申し込みます。</p> <table border="1"> <tr> <td>お申込日</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>法人名</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>担当部署</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>担当者</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>E-mail</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>法人名</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>担当部署</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>担当者</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>広告する商品/ サービス名</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>作品名</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>作詞者 (詞譜者名)</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>作曲者 (編曲者名)</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>作品コード</td> <td>販売 利用</td> <td>替歌 利用</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">同書を得た委託者名 (音楽出版社、作詞者、作曲者等)</td> <td colspan="2">使用料額(税抜)</td> <td colspan="2">年 月 日</td> <td colspan="2">分配先</td> <td colspan="2">使用料</td> <td colspan="2">分配種目</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">円</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">N</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">円</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">円</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">円</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td colspan="2">円</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">確認印</td> <td colspan="2">担当印</td> <td colspan="2">小計</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">9 9 9 9 9 9 9 9 9</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">ID</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">請求額</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">コード</td> </tr> </table>										お申込日										住所										法人名										代表者名										担当部署										担当者										TEL										E-mail										法人名										担当部署										担当者										TEL										広告する商品/ サービス名										作品名										作詞者 (詞譜者名)										作曲者 (編曲者名)										作品コード	販売 利用	替歌 利用								備考										同書を得た委託者名 (音楽出版社、作詞者、作曲者等)		使用料額(税抜)		年 月 日		分配先		使用料		分配種目				円								N				円												円												円										計		円										確認印		担当印		小計						9 9 9 9 9 9 9 9 9												ID														請求額										コード	
お申込日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
住所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
法人名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
代表者名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
担当部署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
担当者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
TEL																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
E-mail																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
法人名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
担当部署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
担当者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
TEL																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
広告する商品/ サービス名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
作品名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
作詞者 (詞譜者名)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
作曲者 (編曲者名)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
作品コード	販売 利用	替歌 利用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
同書を得た委託者名 (音楽出版社、作詞者、作曲者等)		使用料額(税抜)		年 月 日		分配先		使用料		分配種目																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		円								N																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
計		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
確認印		担当印		小計						9 9 9 9 9 9 9 9 9																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
										ID																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
請求額										コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>放送 利用媒体</p> <table border="1"> <tr> <td>テレビ 地上波</td> <td>BS</td> <td>CS</td> <td>有線</td> <td>利用地域</td> <td>利用方法</td> <td>利用期間</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>ラジオ 地上波</td> <td>BS</td> <td>CS</td> <td>有線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p>										テレビ 地上波	BS	CS	有線	利用地域	利用方法	利用期間	~	ラジオ 地上波	BS	CS	有線																																																																																																																																																																																																																																																																																																
テレビ 地上波	BS	CS	有線	利用地域	利用方法	利用期間	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
ラジオ 地上波	BS	CS	有線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>著作権者から同意を得た利用内容</p> <table border="1"> <tr> <td>上段 / 演奏用 / 廉価表示 / 告示 / 配布など</td> <td>名称</td> <td>利用形態</td> <td>種別</td> <td>製造数</td> <td>利用方法</td> <td>利用期間</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>~</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>~</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>~</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>~</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>~</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>~</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>~</td> <td></td> </tr> </table>										上段 / 演奏用 / 廉価表示 / 告示 / 配布など	名称	利用形態	種別	製造数	利用方法	利用期間	備考							~								~								~								~								~								~								~																																																																																																																																																																																																																																													
上段 / 演奏用 / 廉価表示 / 告示 / 配布など	名称	利用形態	種別	製造数	利用方法	利用期間	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
						~																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
						~																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
						~																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
						~																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
						~																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
						~																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
						~																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>広告目的複製利用許諾書</p> <p>許諾 第 号</p> <p>当協会は、お申込者が、本書記載の内容に従い、当協会が著作権を管理する音楽著作物を、広告目的で複製することについて、当協会の定める利用許諾条項を順守することを条件に許諾します。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>年 月 日</p> <p>一般社団法人 日本書楽著作権協会</p> <p>複製部</p> <p>〒151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12 E-mail: agm-ad@jascr.or.jp</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

※申込書の記入方法は「広告目的複製 申込書の記入方法」をご確認ください。

申込書のご提出後、当協会側で内容を確認のうえ、1週間程度でメールにて許諾番号を先行して通知いたします。

## 許諾番号の先行通知について

許諾書の発行に先立ち、メールで許諾番号を通知いたします。なお、通知後であっても、許諾手続きが完了しない場合、許諾番号は無効となりますのでご了承ください。

申込書にご記載の E-mail アドレス宛に「広告目的複製 許諾番号のご案内」を送信しますので、ご確認ください。

## 許諾番号通知メール（許諾番号のご案内）のサンプル

株式会社 サンプル

ご担当者 様

この度は広告目的複製利用申込書をご提出いただきありがとうございました。

当該ご申請内容に関し、以下のとおり手続の完了に先立ちお知らせします。

なお、許諾番号は、JASRAC から楽曲の委託者（著作者、音楽出版者）に、使用料額等について書面で確認を行った後に発行するものです。使用料額の相違等の事情により、この手続が完了しない場合は許諾番号が無効となりますことをあらかじめご承知おきください。

【許諾番号：A-2xxxxxx】

広告主：サンプル 株式会社

商品名：サンプル

作品名：サンプル

## お支払い

ご提出いただいた申込書の記載内容（使用料額など）について、事前に当事者間で合意した内容と相違ないかを当該委託者に確認のうえ、「請求書」「許諾書兼請求明細書」を発行します（申込書を受領後、発行までには、通常 2 週間から 1 か月程度いただいております。）。

使用料については、請求書発行日から 30 日以内にお支払ください。

## 廣告目的複製

## 申込書の記入方法

「広告目的複製利用申込書」エクセル内「申込書【例】」シートをあわせてご覧ください。

## お申込者/広告主/作品/委託者情報

## お申込者

広告関係事業者（広告主、広告会社または、制作会社のいずれか）からお申込みください。

許諾書・請求書の発行は、お申込者名義となります。

## 広告主

広告利用の主体となる、広告主の情報を入力してください。

## 広告する商品/サービス名

広告する商品名/サービス名等を入力してください。

同一商品について複数のCMを制作（例：15秒ver・30秒ver）する場合などは、商品名のみで構いません。

## 作品名、作品コード

作品データベース「J-WID」で検索の上、ご記入ください。

作品コードについては、該当する情報がない場合は空欄のままで結構です。

## 訳詞・替歌

訳詞や替歌による利用（有・無）を選択してください。

## 同意を得た委託者名

お申込みにあたり、事前に同意を得られた委託者（音楽出版社、著作者等）名および、指定を受けた使用料（税抜）額を入力してください。

### 利用の内容

委託者から同意を得た利用の内容をご入力いただきます。

#### 放送 テレビ・ラジオ

地上波・衛星放送・有線放送の有無を選択してください。

#### 放送 利用地域

放送される地域（全国、関東地方、東京 etc）を入力してください。

#### 放送 利用方法

楽曲の利用内容（詞のみ、曲のみ、詞曲）を選択してください。

#### 放送 利用期間

放送による楽曲の利用期間を入力してください。

#### 配信 利用サイト名・URL など

配信するサイト・サービス名・URL を入力してください。

#### 配信 サイトの限定

配信するサイト・サービス名・URL が限定されているかどうか（有無）を選択してください。

#### 配信 掲載方法

配信方法（ダウンロード不可、指定なし）を選択してください。

#### 配信 利用方法

楽曲の利用内容（詞のみ、曲のみ、詞曲）を選択してください。

## **配信 利用期間**

配信による楽曲の利用期間を入力してください。

利用期間の定めがない場合は、終期を空欄としてください。

## **| 上映/演奏/展示・掲示/配布など**

### **展開方法**

展開方法を選択してください。

### **名称**

制作する媒体の名称・用途を入力してください。

### **利用形態**

該当する利用形態を選択してください。

### **種別**

利用媒体を選択してください。該当するものが無い場合、「その他（備考参照）」を選択し、詳細を備考欄にご記入ください。

### **製造数**

媒体の製造数をご記入ください。利用形態が「映画」の場合は、ご入力不要です。

### **利用方法**

楽曲の利用内容（詞のみ、曲のみ、詞曲）を選択してください。

### **利用期間**

展開方法ごとの利用期間を入力してください。

利用期間の定めがない場合は、終期を空欄としてください。

## 広告展開利用

### 手続きの流れ



### 利用楽曲の確認

作品検索データベース「[J-WID](#)」で、ご利用楽曲の権利関係をご確認ください。

テレビ・  
ラジオCM



放送  
インターネット  
CM



配信

店頭・街頭ビジョン  
などでのCM



上映/BGM

店頭・アドトラック  
などの音声CM



演奏会等



申込書の作成・提出へお進みください。



作品コードをお控えのうえ、[JASRAC インフォメーションデスク](#)へお問い合わせください。



JASRAC では著作権を管理していません。他の権利者（著作権管理事業者、音楽出版社または著作者）に直接お問い合わせください。

### 申込書の作成・提出

利用開始日前日までに、「広告での音楽利用」ページから広告展開利用申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、エクセルデータをご提出ください。

ご提出先：[agm-ad@jasrac.or.jp](mailto:agm-ad@jasrac.or.jp)

広告展開利用申込書		目次へ戻る		JASRAC <sup>®</sup>	
一般社団法人日本音楽著作権協会 御中					
貴協会が管理する音楽著作物を、次の方法で広告展開に利用することについて、貴協会が定める利用許諾条項を承諾の上、申し込みます。					
お申込者	お申込日	2024年1月1日			
	ご住所	東京都渋谷区XX-XX-XX			
	ビル				
	法人名	株式会社 サンプル			
	代表者名	代表取締役 サンプル			
	部署名	総務部	ご担当者名	音楽 太郎	
TEL	03-XXXX-XXXX	携帯電話	0x0-XXXX-XXXX		
E-mail	xxxxxx@jascor.jp	CC			
※CCが複数ある場合は、「;」(セミコロン)で区切ってください。					
広告の内容	広告主名	広告主名 サンプル			
	商品名	商品名 サンプル			
	著作物題名	楽曲名			
	作詞者名(譜詞者名)	作詞者名			
	作曲者名(編曲者名)	作曲者名			
	作品コード	0x0-0000-0	詞曲の利用方法	詞曲	原詞訳詞区分
広告目的複製手続き	JASRAC許諾済				
※「広告主名」「商品名」は、「広告目的複製」のご申請内容と同一となるようご注意ください。					
※J-WDIに表示のある著作者の訳詞・編曲をご利用の場合は(訳詞者名・編曲者名)もご記載ください。					
お申込み先 一般社団法人日本音楽著作権協会 複製部 〒151-8540 東京都渋谷区上原3丁目6番12号 E-mail agm-ad@jascor.jp 202403					
(JASRAC使用欄)					

## お申込窓口が異なるご利用方法

以下の利用に関する申込方法については、お申込窓口が異なります。

### 1 広告主サイトなど、WEB サイトでのインターラクティブ配信

詳細は [JASRAC ネットメディア部 ネットメディア課](#)までお問い合わせください。

### 2 博覧会、展示会その他のイベントにおいて入場者・来場者に向けて行われるビデオ上映

[>映像ソフト等の上映](#)

### 3 博覧会、展示会その他のイベントにおいて入場者・来場者に向けて行われるオーディオ演奏

[>各種営業施設・教室等での演奏・上映](#)

## 許諾番号の通知について

許諾番号については、ご提出いただいた申込書の内容を確認のうえ、メールで通知いたします（申込書の受理後、通知までは一週間程度いただいております。）。

## 許諾番号通知メール（許諾番号のご案内）のサンプル

株式会社 サンプル

ご担当者 様

当協会は、お申込者が申込書に記載した内容に従い当協会が著作権を管理する音楽著作物を次の内容で利用することについて、当協会の定める利用許諾条項を遵守することを条件に許諾し、許諾番号を発行いたします。

許諾日：2024 年 x 月 xx 日

許諾番号：2xxxxxx

利用内容

広告主：サンプル 株式会社

商品等：商品 サンプル

著作物名：xxxxx（作品コード：0X0-0000-0）

利用方法

1 放送（地上波テレビの広告枠）

(1)

報告期間：2024 年 10 月 18 日～2025 年 1 月 17 日

報告期限：2025 年 3 月 31 日

2 インタラクティブ配信（インターネット上の広告枠）

(1)

報告期間：2024 年 10 月 18 日～2025 年 1 月 17 日

報告期限：2025 年 3 月 31 日

3 演奏等（劇場のスクリーン）

(1)

報告期間：2024 年 10 月 18 日～2025 年 11 月 28 日

報告期限：利用開始日が属する月の翌月末日

## 【報告書の提出について】

- 各利用の報告は、広告展開利用申込書の別紙（エクセルの別シート）にある報告書に許諾番号、利用回数等の必要事項をご記入の上、上記の報告期限までご報告ください。
- 報告期間の区切り方の変更を希望される場合は、担当者までご連絡ください。
- インラクティブ配信の報告の際は配信回数（原則としてインプレッション数です。）を証明する証憑書類を添付してください。

## 利用の報告

利用形態ごとにシートが分かれています。許諾番号通知メール内に記載されている報告期限までに報告書を作成していただき、エクセルデータをご提出ください。

ご提出先：[agm-ad@jasrac.or.jp](mailto:agm-ad@jasrac.or.jp)

### （例）テレビ CM 放送報告書(兼請求明細書)

目次へ戻る												
テレビCM放送報告書兼請求明細書												
一般社団法人日本音楽著作権協会 御中 テレビCMの放送回数が確定しましたので報告します。												
報告日	2023年4月1日	許諾番号	111111									
お申込番号	ご住所 東京都渋谷区3-6-12											
法人名	株式会社 サンプル											
部署名	権利部	ご担当者名	音楽 太郎									
TEL	03-XXXX-XXXX	携帯電話	090-XXXX-XXXX									
E-mail	xxxxx@sample.or.jp											
広告主名	クラウド・サンプル											
商品名	商品 サンプル											
放送期間	2023年1月1日 ~ 2023年3月31日											
著作物概要	楽曲名											
作詞者名 / 作曲者名	作詞者名 / 作曲者名											
作品コード	000-0000-0	詞曲	詞曲	原野区分	原野							
※ 本書は、放送報告期間の終了日の2ヵ月後の末日までにご提出ください。												
請求明細												
1. 使用料計算 (単位:円)												
類別	単価	放送回数	小計	使用料								
1種	12,000	× 400	= 4,800,000	消費税相当額(10%) 1,020,000								
2種	8,400	× 500	= 4,200,000	請求額 11,220,000								
3種	7,200	× 0	= 0	0								
4種	4,800	× 0	= 0	0								
5種	3,600	× 0	= 0	0								
6種	3,000	× 400	= 1,200,000	0								
合計		1,300	10,200,000	0								
2. 利用許諾条項第8条に基づく減額を適用した場合の使用料計算												
放送回数区分	回数	単価(単回料)	減額係数	小計	減額使用料	6,119,997						
1	...	広告展開利用申込書	①テレビ	②ラジオ	③配信	④計算シート	⑤劇場用CM	⑥店頭	⑦街頭ほか	⑧計算シート	⑨宣伝車	⑩

### お申込みが事後となった場合について

何らかのご事情でお申込みが事後となり、ご報告とあわせていただく場合には、「広告展開利用申込書」シートにも必要事項をご記入ください。

## お支払い

ご報告をいただいたから通常 2 週間程度で「請求書」と「請求明細書」をお送りします。

請求書発行日から 30 日以内にお支払いください。

# 広告展開利用

## 申込書の記入方法

広告展開利用申込書		目次へ戻る		JASRAC <sup>®</sup>		
一般社団法人日本音楽著作権協会 御中						
貴会が管理する音楽著作物を、次の方法で広告展開に利用することについて、貴協会が定める利用許諾を承諾の上、申込みます。						
お申込者	お申込日	2024年1月1日				
	ご住所	東京都渋谷区X-X-XX				
	法人名	株式会社 サンプル				
	代表者名	代表取締役 サンプル				
	部署名	総務部	担当者名	音楽 太郎		
	TEL	03-XXXX-XXXX	携帯電話	0x0-XXXX-XXXX		
E-mail	xxxxxx@jascr.or.jp		CC			
(2) ××××××複数ある場合は、「↓↓↓↓↓↓」で区切ってください。						
広告の内容	広告主名	広告主名 サンプル				
	商品名	商品名 サンプル				
	著作物種名	楽曲名				
	作詞者名(訳詞者名)	作詞者名				
	作曲者名(編曲者名)	作曲者名				
	作品コード	0x0-0000-0	詞曲の利用方法	詞曲	原詞訳詞区分	原詞
広告目的複製手続き	JASRAC許諾済					
※「広告主名」「商品名」は、「広告目的複製」のご申請内容と同一となるようご注意ください。						
※J-WDIに表示のある著作者の訳詞・編曲をご利用の場合は(訳詞者名・編曲者名)もご記載ください。						
(JASRAC使用権)						
お申込み先						
一般社団法人日本音楽著作権協会 複製部						
〒151-8540 東京都渋谷区上原3丁目6番12号 E-mail agm-ad@jascr.or.jp						
202403						
<input type="button" value="&lt; &gt;"/> <input type="button" value="目次"/> <input type="button" value="はじめにお読みください"/> <input type="button" value="利用許諾条項"/> <input type="button" value="広告展開利用申込書"/> <input type="button" value="①テレビ"/> <input type="button" value="②ラジオ"/> <input type="button" value="③配信"/> <input type="button" value="④計算シート"/> <input type="button" value="⑤劇場用CM"/> <input type="button" value="⑥店頭"/> <input type="button" value="⑦店頭以外"/> <input type="button" value="⑧計算シート"/>						

### ①申込者

広告関係事業者（広告主または広告会社のいずれか）からお申込みください。

許諾書・請求書の発行は、お申込者名義となります。

### ②広告の内容

広告主の情報や、広告する商品名/サービス名等を入力してください。

### ③利用内容

予定している利用を「有」に変更し、それぞれの利用期間を入力してください。

## 申込にあたってのご注意

### | 利用期間について

放送、インタラクティブ配信については、所定の条件を満たした場合、使用料を減額する制度があります。いつたんお申込みいただいた後に利用期間を延長する場合は、最初にお申込みいただいた利用期間の終期までにご連絡をお願いします。

### | 広告目的複製の許諾について

広告展開利用をお申し込みの前に、広告目的複製の許諾を得ている必要があります。

広告目的複製の許諾を得ていない場合には、広告展開利用の手続きを進めることができませんので、あらかじめご確認ください。

※広告目的複製の手続きは「広告目的複製」をご参照ください。

## 広告展開利用

### 報告書の記入方法、使用料

利用方法ごとにご案内しています。

- 1 地上波テレビ・地上波ラジオでの CM 放送
- 2 インターネットでの CM 配信
- 3 劇場での CM 上映
- 4 店頭での CM 上映・音声 CM 演奏（再生）
- 5 店頭以外（街頭ビジョン、交通機関、その他のデジタルサイネージ）での CM 上映
- 6 広告宣伝車（アドトラック等）での CM 上映・CM 演奏（再生）

## 広告展開利用：1 地上波テレビ・地上波ラジオでのCM放送

地上波テレビ・地上波ラジオの広告枠で放送を行った場合の報告方法についてご案内します。

## 報告書の記入方法

- ① 報告日をご記入ください。
  - ② 許諾番号通知メール内に記載されている許諾番号をご記入ください。
  - ③ 当該報告書で報告する期間をご記入ください。
  - ④ 各放送局の放送回数をご記入ください。なお、BS・CS・有線放送については、各放送事業者から報告いただくこととなっておりますので、ご報告は不要です。

一度にご報告いただける最長の期間は3か月です。3か月を超える場合は、報告書を分けてください。

### | 報告期限について

報告期限は、各報告期間の最終日から 2 か月後の末日です。報告期限を過ぎた場合、使用料算定に減額措置を適用できませんので、ご注意ください。

### | 放送回数のカウント方法について

段積み CM の場合、放送回数は 2 回でカウントしてください。また、ネットセールス枠のご利用の場合は、CM が放送されたすべての放送局の欄に放送回数を入力してください。

## 使用料

テレビ CM・ラジオ CM の放送使用料は、放送局類別ごとの単価×放送回数により算出します。各放送局の類別と、1 曲 1 回放送当たりの単価は下表のとおりです。

### | 地上波テレビ放送局の単価

類別	単価（円）	放送局
第 1 類	12,000 円	日本テレビ放送網、TBS テレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日
第 2 類	8,400 円	読売テレビ放送、毎日放送、関西テレビ放送、朝日放送テレビ、テレビ東京
第 3 類	7,200 円	中京テレビ放送、CBC テレビ、東海テレビ放送、名古屋テレビ放送
第 4 類	4,800 円	札幌テレビ放送、福岡放送、北海道放送、PKB 毎日放送、北海道文化放送、テレビ西日本、北海道テレビ放送、九州朝日放送、東京メトロポリタンテレビジョン
第 5 類	3,600 円	広島テレビ放送、東北放送、信越放送、新潟放送、静岡放送、山陽放送、中国放送、仙台放送、福島テレビ、新潟総合テレビ、テレビ静岡、テレビ北海道、テレビ愛知、テレビ大阪、TVQ 九州放送
第 6 類	3,000 円	第 1 類から第 5 類までに記載のない放送局

## | 地上波ラジオ放送局の単価

類別	単価（円）	放送局
第1類	5,000円	TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送
第2類	3,500円	エフエム東京、J-WAVE、毎日放送、朝日放送ラジオ、大阪放送
第3類	3,000円	アール・エフ・ラジオ日本、CBCラジオ、東海ラジオ放送、エフエム大阪
第4類	2,000円	北海道放送、STVラジオ、横浜エフエム放送、エフエム愛知、ZIP-FM、エフエム802、PKB毎日放送、九州朝日放送
第5類	1,500円	エフエム北海道、エフエムノースウェーブ、東北放送、エフエム仙台、ラジオ福島、新潟放送、信越放送、静岡放送、静岡エフエム放送、京都放送、ラジオ関西、兵庫エフエム放送（Kiss-FM KOBE）、山陽放送、中国放送、広島エフエム放送、エフエム福岡、CROSS FM
第6類	1,250円	第1類から第5類までに記載のない放送局

### (計算例①)

地上波テレビで3か月間に、各類別で合計2,100回放送した場合

類別	単価	放送回数	小計	使用料
1類	12,000	100	= 1,200,000	10,560,000
2類	8,400	200	= 1,680,000	1,056,000
3類	7,200	300	= 2,160,000	
4類	4,800	400	= 1,920,000	
5類	3,600	500	= 1,800,000	
6類	3,000	600	= 1,800,000	
合計		2,100	10,560,000	11,616,000

## | 使用料の減額について

報告期間内での放送回数の合計が100回を超えた場合、下記2点を条件に、使用料の減額措置を適用することができます。

- 放送開始前日までに、広告展開利用申込書を提出すること
- 報告期間終了日の2か月後の末日までに、正確な放送回数を報告すること

(計算例②)

計算例①と同じ放送回数で、減額措置を適用する場合

(1) 放送回数 1 回当たりの平均単価を計算します。

$$\cdots 10,560,000 \text{ 円 (計算例 1 で得た使用料)} \div 2,100 \text{ 回 (放送回数合計)} \\ = 5,028.57 \text{ 円 (小数点以下第 3 位を四捨五入)}$$

(2) 放送回数の合計を放送回数に応じた各区分に分け、平均単価と各区分の減額係数を乗じます。

(3) 区分ごとに計算した小計を合計します。

放送回数区分	回数	平均単価 (円/回)	減額係数	小計
100 回まで	100	5,028.57	1	502,857
101～300 回	200		0.9	905,142
301～500 回	200		0.7	703,999
501～3,000 回	1,600		0.45	3,620,570
3,001～10,000 回	0		0.4	0
10,001 回以上	0		0.35	0
合計	2,100			5,732,568
減額使用料		5,732,568		
消費税相当額 (10%)		573,256		
減額請求額		6,305,825		

## 広告展開利用：2 インターネットでのCM

CMの配信方法により、報告の方法が異なります。

### 1 広告スペース（枠売り広告メニューなど）で配信する場合

### 2 動画投稿サイト（YouTubeなど）で配信する場合

※枠売り広告メニューで配信する場合は「1」が該当します。

### 3 広告主のホームページで配信する場合

## 【1 広告スペース（枠売り広告メニューなど）で配信する場合】

### 報告書の記入方法

インターネットCM配信報告書兼請求明細書		目次へ戻る	
一般社団法人日本音楽著作権協会 御中			
インターネットでの配信回数が確定しましたので報告します。			
報告日	2023年4月1日	許諾番号	111111
ご住所	東京都渋谷区3-6-12		
法人名	株式会社 サンプル		
部署名	総務部	ご担当者名	音楽 太郎
TEL	03-xxxx-xxxx	携帯電話	090-xxxx-xxxx
E-mail	xxxxx@jascac.or.jp		
広告主名	クライアント サンプル		
商品名	商品 サンプル		
著作物題名	楽曲名		
作詞者名 / 作曲者名			
作品コード	0L0-0000-0	詞曲	詞曲
※「報告日」「許諾番号」以外の項目は、「広告展開利用申込書」に入力した内容が反映されます。			
請求明細			
使用料合計	603,624 円	消費税相当額(10%)	60,362 円
		=	請求額 663,986 円
請求日			
請求書番号			
請求額	円		
確認印	担当印		
一般社団法人日本音楽著作権協会 総務部 〒151-8540 東京都渋谷区上原3丁目6番12号 E-mail agm-ad@jascac.or.jp			
※「事前申込減額」とは「インターネットCM配信計算書シート」の2の使用料計算のことを指し、「期日内報告減額」とは同じシートの3の使用料計算のことを指します。			
※ 報告書には、配信回数を証明するための証憑書類を添付してください。			
※ 本書は、配信報告期間の終了日の2か月後の末日までにご提出ください。			
※ 請求額は、減額計算の適不適の確認後に確定します。			
202304-Y57			
<a href="#">◀</a> <a href="#">▶</a> <a href="#">…</a> <a href="#">広告展開利用申込書</a> <a href="#">①テレビ</a> <a href="#">②ラジオ</a> <a href="#">③配信</a> <a href="#">③計算シート</a> <a href="#">④劇場用CM</a> <a href="#">⑤店頭</a> <a href="#">⑥街頭ほか</a> <a href="#">⑥計算シート</a> <a href="#">⑦宣伝車</a> <a href="#">⊕</a>			

① 報告日をご記入ください。

② 許諾番号通知メール内に記載されている許諾番号をご記入ください。

③ サイト名、広告メニュー名、配信報告期間（3か月以内）、配信回数をご記入ください。

事前申込減額[適用／不適用]、期日内報告減額[適用／不適用]をご選択ください。

### | 証憑書類のご提出について

インタラクティブ（インターネット CM）配信のご報告の際は、報告書の他に、第三者（媒体社など）が発行する広告掲載報告書など、配信回数（原則としてインプレッション数です。）を証明する証憑書類が必要です。

- ・形式（配信レポートの写し、管理画面のスクリーンショット等）の指定はありません。
- ・「インプレッション数」と「配信期間」を確認できる資料をご提出ください。

## 記入項目の解説

### | サイト名、広告メニュー名

同じサイトで複数の広告メニューを利用された場合には、広告メニュー（媒体）ごとに分けた配信回数をご記入ください。

### | 配信回数

配信回数は、原則としてインプレッション数（表示回数）を指します。エンドユーザがクリックしたなどのリクエストと同義ではありません。CM コンテンツファイルに音楽が含まれた状態で配信されている場合であれば、エンドユーザの端末環境・端末操作や広告メニューのデフォルト設定（サウンドON/OFF切替など）に関わらず、1リクエストと数えます。また、音楽が流れる前に動画の再生を終了した場合でも、再生された CM コンテンツファイルそのものに音楽が含まれている場合は、1リクエストと数えます。

### | 事前申込減額、期日内報告減額

#### 【事前申込減額】

配信の開始前日までに広告展開利用申込書をご提出いただいた場合、報告書の該当欄は、「適用」を選択してください。

#### 【期日内報告減額】

配信報告期間を3か月以内としたときに、配信終了日の2か月後の末日までに配信回数を正確にご報告いただいた場合、報告書の該当欄は、「適用」を選択してください。

## 使用料

インターネット CM 配信の使用料は、配信回数 1,000 回当たりの単価（50 円）に、CM 配信回数（千回単位）を乗じて算定します。配信するサイトや配信 1 回当たりの音楽の再生時間にかかわらず単価は一律です。

### （計算例）

1 サイトで 20,892,866 回配信した場合の使用料は、次のとおりです。

1,000 回当たりの単価	×	配信回数（千回単位）	=	使用料（税別）
50 円		20,892 (1000 回未満切り捨て)		1,044,600 円

### | 減額措置の適用について

① 配信開始日前日までにインターネット CM 配信利用の申込みを行った場合で、かつ、同一のコンテンツを継続反復して 100,000 回を超えて配信する場合は、算出した使用料から配信回数に応じた割合で、減額措置の適用を受けることができます。減額割合の詳細は、利用許諾条項をご確認ください。

配信開始日前日までに申込書のご提出が確認できない場合、事情の如何に係らず、この減額措置を適用することはできません。

② 配信終了日の翌々月末日までに、許諾を受けた期間の配信回数を正確に報告する場合、算出した使用料額から 5 %減額の適用を受けることができます。なお、配信回数報告は一度の報告で正確に報告してください。

配信回数報告に漏れがあった場合や、証憑書類の添付がなかった場合、この減額措置を適用することはできません。

### | 最低使用料について

使用料算定の結果、金額が 5,000 円に満たない場合の請求額は 5,000 円（税別）となります。

### | その他の注意事項

- 1 曲 1CM コンテンツとは、1 商品 1 サービスで捉えられるものです。同一商品、またはサービスのバージョン違いの CM コンテンツは、申込みを一つにまとめることができます。
- 1CM コンテンツにおいて、複数の楽曲を利用する場合は、楽曲毎にお申込みください。
- 同じ CM コンテンツが複数媒体に掲載される場合、取引単位でお申込み下さい。また、アドネットワークについては、1 取引としてお申込みください。

- 4 申込期間は、広告目的複製の許諾を得た期間（最長1年間）となります。延長利用のお申込みについては、次の配信開始日前日までに、改めて申込書をご提出ください。  
申込内容の変更・配信の中止は、速やかにご連絡ください。

## 【2 動画投稿サイト（YouTube等）で配信する場合】

### 利用許諾契約を締結している UGC サービスをご利用の場合

JASRACと利用許諾契約を締結しているサービス（YouTubeなど）では、一般ユーザーの皆さまが個別にJASRACへ利用許諾手続きを行なわなくともJASRAC管理楽曲を利用したUGC（動画・歌詞）をアップロードすることが可能です。

利用許諾契約を締結しているUGCサービスの一覧は、[こちら](#)をご参照ください。

#### | ご注意

枠売り広告メニューでの配信する場合はこの契約に含まれませんので、利用許諾契約を締結しているUGCサービスをご利用の場合でも、「（1）広告スペース（枠売り広告メニューなど）」で配信する場合の手続きが必要です。

### 利用許諾契約を締結していない UGC サービスをご利用の場合

原則として、当該CMを配信するサイト運営者（配信事業者、媒体社）からの手続きとなります。サイト運営者に代わり手続きを取ることも可能です。いずれも、「（3）広告主ページで配信する場合」と同様に手続きを行ってください。

詳細は、[JASRACネットメディア部 ネットメディア課](#)までお問い合わせください。

## 【3 広告主のホームページで配信する場合】

広告主のホームページでCMを配信する場合は、広告主がオンラインライセンス窓口「[J-TAKT](#)」からお申込みください。

手続きの詳細は[こちら](#)をご参照ください。

詳細は、[JASRACネットメディア部 ネットメディア課](#)までお問い合わせください。

## 広告展開利用：3 劇場でのCM上映

劇場スクリーンでCMを上映する場合の報告方法についてご案内します。

### 報告書の記入方法

劇場用CM上映報告書兼明細書			
一般社団法人日本音楽著作権協会 御中 ②			
①	劇場用CMの利用内容が確定しましたので報告します。		
報告日	許諾番号		
ご住所			
法人名			
部署名	TEL	ご担当者名	E-mail
TEL	携帯電話		
広告主名			
義理名			
著作物題名			
作品コード	詞曲	原訳区分	
※「報告日」「許諾番号」以外の項目は、「広告展開利用申込書」に入力した内容が反映されます。			
③	利用内容		
上映開始日	スクリーン数	1回当たりの上映時間	主な上映館
		分 秒	
※ スクリーン数は、同時に上映する最大のスクリーン数をご記載ください。 ※ 本書は、上映開始日の翌月の末日までにご提出ください。			
請求明細			
1スクリーン当たりの使用料	スクリーン数	使用料(税抜)	
0 円	0	= 0 円	
使用料(税抜)	消費税相当額(10%)	請求額	
0 円	0 円	= 0 円	
請求日			
請求書番号			
請求額	円		
確認印	担当印		

202304 D20

①報告日をご記入ください。

②許諾番号通知メール内に記載されている許諾番号をご記入ください。

③利用内容をご記入ください。

#### スクリーン数のカウント方法について

スクリーン数は、同時に上映可能な最大のスクリーン数をご記入ください。

#### 使用料

劇場でのCM上映にかかる使用料は、1スクリーン当たりの使用料額×同時に上映する最大のスクリーン数により算出します。

1スクリーン当たりの使用料は、以下の通りです。

1回当たりの上映時間	1分まで	1分を超え5分まで	5分を超え10分まで
1スクリーン当たりの使用料	250 円	1,000 円	1,500 円

(計算例)

・30秒CMを、同時に120劇場、合計300スクリーンで上映する場合

1スクリーン当たりの使用料	×	スクリーン数	=	使用料（税別）
250円		300		75,000円

## 広告展開利用：4 店頭での CM 上映・音声 CM 演奏（再生）

広告するサービス、商品等の提供場所（小売店等）で、CM を上映・演奏する場合の報告方法についてご案内します。

街頭ビジョンや駅・空港等のデジタルサイネージなど、店頭以外での上映・演奏については、店頭以外（街頭ビジョン、交通機関、その他のデジタルサイネージ）での CM 上映をご確認ください。

### | お申込窓口が異なるご利用方法

・博覧会、展示会その他のイベントにおいて入場者・来場者に向けて行われるビデオ上映

）映像ソフト等の上映

・博覧会、展示会その他のイベントにおいて入場者・来場者に向けて行われるオーディオ演奏

）各種営業施設・教室等での演奏・上映

## 報告書の記入方法

上映		(上映or演奏、選択必須)		目次へ戻る																																					
<p>① 店頭でのCM上映報告書兼請求明細書</p> <p>一般社団法人日本音楽著作権協会 御中</p> <p>店頭でのCM上映の利用内容が確定した時の記入をします。</p> <p>② 報告日 <input type="text"/> ③ 許諾番号 <input type="text"/></p> <p>ご住所 <input type="text"/></p> <p>法人名 <input type="text"/></p> <p>部署名 <input type="text"/> ご担当者名 <input type="text"/></p> <p>TEL <input type="text"/> 携帯電話 <input type="text"/></p> <p>E-mail <input type="text"/></p> <p>広告主名 <input type="text"/></p> <p>商号名 <input type="text"/></p> <p>著作物題名 <input type="text"/></p> <p>映像専用・映像専用 音楽専用・音楽専用</p> <p>作品コード <input type="text"/> 認可曲 <input type="text"/> 庫別区分 <input type="text"/></p> <p>※「報告日」「許諾番号」以外の項目は、「広告展開利用申込書」に入力した内容が反映されます。</p> <p>④ 利用内容</p> <table border="1"> <tr> <td>上映開始日</td> <td>複製個数</td> <td>1回当たりの利用時間</td> <td>主な上映場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>分 <input type="text"/> 秒 <input type="text"/></td> <td></td> </tr> </table> <p>※複製個数は、上映用の媒体数又は上映するモニター数のいずれか多い方の数をご記載ください。 ※上映用の媒体に複数曲を収録する場合にはあらかじめご連絡ください。 ※本書は、上映開始日の翌月の末日までにご提出ください。</p>						上映開始日	複製個数	1回当たりの利用時間	主な上映場所			分 <input type="text"/> 秒 <input type="text"/>																													
上映開始日	複製個数	1回当たりの利用時間	主な上映場所																																						
		分 <input type="text"/> 秒 <input type="text"/>																																							
<p>請求明細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1個当たりの使用料</th> <th rowspan="2">複製個数</th> <th rowspan="2">使用料小計(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~10個</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>11~50個</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>51~100個</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>101~500個</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>501~1,000個</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>1,001~10,000個</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>10,001個以上</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>0</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>使用料(税抜)</td> <td>消費税相当額(10%)</td> <td>請求額</td> </tr> <tr> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td>= 0 円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>請求日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求額</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>確認印</td> <td>担当印</td> </tr> </table> <p>一般社団法人日本音楽著作権協会 権利部 〒151-8540 東京都渋谷区上原3丁目6番12号 E-mail agm-ad@jasc.or.jp</p> <p>202304-A44</p>						1個当たりの使用料		複製個数	使用料小計(税抜)	1~10個	2,000 円	11~50個	1,000 円	51~100個	500 円	101~500個	400 円	501~1,000個	300 円	1,001~10,000個	200 円	10,001個以上	100 円	合計		0	0 円	使用料(税抜)	消費税相当額(10%)	請求額	0 円	0 円	= 0 円	請求日		請求書番号		請求額	円	確認印	担当印
1個当たりの使用料		複製個数	使用料小計(税抜)																																						
1~10個	2,000 円																																								
11~50個	1,000 円																																								
51~100個	500 円																																								
101~500個	400 円																																								
501~1,000個	300 円																																								
1,001~10,000個	200 円																																								
10,001個以上	100 円																																								
合計		0	0 円																																						
使用料(税抜)	消費税相当額(10%)	請求額																																							
0 円	0 円	= 0 円																																							
請求日																																									
請求書番号																																									
請求額	円																																								
確認印	担当印																																								

- ① プルダウンから、上映 or 演奏をご選択ください。
- ② 報告日をご記入ください。
- ③ 許諾番号通知メール内に記載されている許諾番号をご記入ください。
- ④ 上映開始日、複製個数、1回当たりの利用時間、主な上映場所をご記入ください。

### | 複製個数のカウント方法

店頭での CM 上映の場合は、上映用の媒体数又は上映するモニター数のいずれか多い方の数をご記載ください。

店頭での CM 演奏の場合は、演奏用の媒体数又は演奏する店舗数のいずれか多い方の数をご記載ください。

### | 1回当たりの利用時間

CM 上映または演奏 1回当たりの利用時間をご記入ください。

媒体によって収録時間が異なる場合は、最長の収録時間をご記入ください。

※1つの媒体に複数の楽曲を収録する場合にはあらかじめご連絡ください。

## | CM 上映・演奏の両方を行う場合

店頭での CM 上映・演奏の両方を報告する場合は、それぞれ報告書を作成してください。

## 使用料

上映・演奏用媒体の複製個数に次の表の単価を乗じて算出します。

1 個から 10 個まで	2,000 円	501 個から 1000 個まで	300 円
11 個から 50 個まで	1,000 円	1001 個から 10000 個まで	200 円
51 個から 100 個まで	500 円	10001 個以上	100 円
101 個から 500 個まで	400 円		

(計算例)

・複製個数が 219 個の場合

1 個当たりの単価		×	複製個数	小計	⇒ 132,600 円
1 個から 10 個まで	2,000 円		10	20,000	
11 個から 50 個まで	1,000 円		40	40,000	
51 個から 100 個まで	500 円		50	25,000	
101 個から 500 個まで	400 円		119	47,600	
501 個から 1000 個まで	300 円		0	0	
1001 個から 10000 個まで	200 円		0	0	
10001 個以上	100 円		0	0	

## 広告展開利用：5 店頭以外（街頭ビジョン、交通機関、その他のデジタルサイネージ）での CM 上映

駅・空港・商業施設・街頭・列車などに設置したデジタルサイネージにおいて JASRAC 管理楽曲を利用した CM を上映する場合の手続きです。

### | 申込窓口が異なるご利用方法

・小売店等で行う、店頭販促のための上映は、「店頭での CM 上映・演奏」をご確認ください。

・ライブやスポーツなど、イベント会場内での上映

#### 映像ソフト等の上映

・博覧会、展示会その他のイベントにおいて入場者・来場者に向けて行われるビデオ上映

#### 映像ソフトの上映

# 報告書の記入方法

店頭以外でのCM上映報告書兼請求明細書 (街頭ビジョン、交通機関、その他のデジタルサイネージ)		目次へ戻る	
一般社団法人 日本音楽著作権協会 御中		③	
① CM上映の利用内容が確定しましたので報告します。②			
報告日	許諾番号		
ご住所 東京都渋谷区X-X-XX			
法人名 株式会社 サンプル			
部署名 総務部	ご担当者名 音楽 太郎		
TEL 03-XXXX-XXXX	携帯電話 0X0-XXXX-XXXX		
E-mail XXXXXXX@jascr.or.jp			
広告主名 広告主名 サンプル			
商品名 商品名 サンプル			
著作物題名 楽曲名			
作詞者名 / 作曲者名			
作品コード 0X0-0000-0 調曲 調曲 原訳区分 原詞			
※「報告日」「許諾番号」以外の項目は、「広告展開利用申込書」に入力した内容が反映されます。			
※許諾番号は、「広告展開利用許諾のお知らせ」メールに記載されている許諾番号をご入力ください。			
請求明細			
使用料合計	消費税相当額 (10%)	請求額	
0 円	0 円	= 0 円	
請求日	許諾番号		
請求額	円		
		確認印	担当印
一般社団法人日本音楽著作権協会 拡製部 〒151-8540 東京都渋谷区上原3丁目6番12号 E-mail agm-ad@jascr.or.jp			
※「公表URL」は「媒体費」が公示されているWEBサイトのURLを記入ください。 ※「媒体費」は、WEBサイト等で公示されている価格を指し、公示されていない場合は回数での算定となります。 ※ 上映用の媒体に複数曲を収録する場合にはあらかじめご連絡ください。 ※ 本書は、利用開始日を含む月の翌月末までにご提出ください。			
202403-A44			

- ① 報告日をご記入ください。
- ② 許諾番号通知メール内に記載されている許諾番号をご記入ください。
- ③ 利用形態をプルダウンから選択すると、入力項目が変わります。各項目を入力してください。

## 媒体費について

使用料算出において適用できる媒体費は、実際の取引額ではなく、媒体社のWebサイトや媒体社が加盟する団体（デジタルサイネージコンソーシアムやサイネージ広告媒体協議会など）が公表している価格（税別）を指します。媒体費が公表されていない場合は上映回数により使用料を算出いたします。

## 上映回数について

同一構内又は同一ネットワーク内での利用の場合は、それぞれのディスプレイの上映回数を合算したものでディスプレイ1台当たりの上映回数とみなし、回数の参酌を行います。

列車内での利用（トレインチャンネル）については、原則路線ごとに回数・使用料を算出します（全路線を合算しません）。

### | ディスプレイ台数について

同一場所に複数のディスプレイを設置して上映する場合は、設置状況によりディスプレイ台数を参酌します。例えば、1つのビルの壁面に複数のモニターを設置する場合は、1台とみなします。

### 使用料について

モニター1台当たりの使用料は、上映回数または広告の出稿に要する媒体費（以下「媒体費」という）をもとに、次の方法により算出します。

#### | 上映回数が1,000回までの場合

1回上映当たりの単価×上映回数により算出します。

上映場所	計算単位	単価
街頭ビジョン・商業施設・駅など	1モニター・1回上映当たり	120円
列車内	1両・1回上映当たり	48円
タクシー・エレベーターなど	1台・1回上映当たり	24円

上映回数が10回を超える場合、上映回数に応じて下表の係数を乗じます。

上映回数	係数
100回まで	90%
101回から1,000回まで	80%

（計算例）

街頭ビジョン1台において、1,000回上映した場合

$$\cdots 120\text{円} \times (100\text{回} \times 90\% + 900\text{回} \times 80\%) = 97,200\text{円}$$

#### | 上映回数が1,000回を超える場合

次の1又は2の算出方法で得られた額の、いずれか低い方を使用料とします。

##### 1 公表された媒体費の5%

ただし、下表の金額が上映場所ごとの最低使用料となります。

上映場所	計算単位	最低使用料
街頭ビジョン・商業施設・駅など	1モニター・1回上映当たり	97,200円
列車内	1両・1回上映当たり	38,880円
タクシー・エレベーターなど	1台・1回上映当たり	19,440円

2 1,000 回分の上映使用料に、上映回数 1,000 回までを超えるごとに下表の金額を加算した額

上映場所	計算単位	金額
街頭ビジョン・商業施設・駅など	1 モニター・1 回上映当たり	1,200 円
列車内	1 両・1 回上映当たり	480 円
タクシー・エレベーターなど	1 台・1 回上映当たり	240 円

※上映回数が 1,000 回を超える分について、1,000 回に満たない分の回数×80%

(小数点以下切上げ) が 10 回相当未満の場合は、その回数相当の単価を加算します。

(計算例)

街頭ビジョンにおいて、32,500 回上映した場合

…97,200 円(1,000 回上映分の使用料)

+  $\{(32,500 \text{ 回}-1,000 \text{ 回}) \div 1,000 \text{ 回} (\text{※1})\} \times 1,200 \text{ 円} = 135,600 \text{ 円} (\text{※2})$

※1…小数点以下を切り上げる

※2…小数点以下を切り捨てる

## 広告展開利用：6 広告宣伝車での CM 上映・音声 CM 演奏（再生）

広告宣伝車（アドトラック）での CM 上映、演奏を行った場合の報告方法についてご案内します。

### 報告書の記入方法

① 上映  上映or演奏、選択必須

② 報告日  ③ 許諾番号  ④ 適法録音物

広告宣伝車でのCM上映報告書兼請求明細書

一般社団法人 日本音楽著作権協会 御中

広告宣伝車でのCM上映の利用内容が確定しましたので報告します。

報告日	許諾番号	適法録音物
ご住所		
法人名		
部署名	ご担当者名	
TEL	携帯電話	
E-mail		
広告主名		
商品名		
著作物題名		
作詞者名 / 作曲者名		
譜料名 / 録音料名		
作品コード	詞曲	原訳区分

※「報告日」、「許諾番号」以外の項目は、「広告展開利用申込書」に入力した内容が反映されます。

⑤ 利用期間  走行地区  1日の演奏時間  使用料

利用期間	走行地区	1日の演奏時間	使用料
1	~	分	0
2	~	分	0
3	~	分	0
4	~	分	0
5	~	分	0
6	~	分	0
7	~	分	0
8	~	分	0

※ 走行地区が同じでも、複数台になる場合は列を分けてご記入ください。  
※ 上映用の媒体に複数曲を収録する場合にはあらかじめご連絡ください。  
※ 本書は、利用開始日を含む月の翌月末日までにご提出ください。

請求明細

使用料合計	円	+	消費税相当額（10%）	円	=	請求額	円
-------	---	---	-------------	---	---	-----	---

請求日  請求書番号  請求額  円

確認印  担当印

一般社団法人日本音楽著作権協会 権利部  
〒151-8540 東京都渋谷区上原3丁目6番12号  
E-mail agm-ad@jasrac.or.jp

202304-A44

- ① プルダウンから、上映 or 演奏をご選択ください。
- ② 報告日をご記入ください。
- ③ 許諾番号通知メール内に記載されている許諾番号をご記入ください。
- ④ 適法に制作された録音物であれば、「適用」をご選択ください。
- ⑤ 利用期間、走行地区、1日の演奏時間をご記入ください。

※⑤のご記入にあたって

走行地区が同じでも、複数台になる場合は列を分けてご記入ください。上映（演奏）用の媒体に複数曲を収録する場合には、あらかじめご連絡ください。

## 使用料

広告宣伝車 1 台あたりの CM 上映・演奏の使用料は、下表のとおりです。

### 1 か月の使用料（延べ演奏時間）

30 時間まで	45 時間まで	60 時間まで	75 時間まで	90 時間まで
27,000 円	41,000 円	54,000 円	68,000 円	81,000 円
105 時間まで	120 時間まで	135 時間まで	150 時間まで	150 時間越え
95,000 円	108,000 円	122,000 円	135,000 円	162,000 円

### 1 日の使用料（延べ演奏時間）

1 時間まで	1 時間 30 分まで	2 時間まで	2 時間 30 分まで	3 時間まで
1,100 円	1,700 円	2,200 円	2,800 円	3,300 円
3 時間 30 分まで	4 時間まで	4 時間 30 分まで	5 時間まで	5 時間超
3,900 円	4,400 円	5,000 円	5,500 円	6,600 円

### 計算例

利用期間	走行地区	1 日の演奏時間	使用料
(1) 2022 年 12 月 1 日 ~ 2022 年 12 月 9 日	渋谷区内	180 分	29,700 円
(2) 2022 年 1 月 3 日 ~ 2022 年 1 月 11 日	札幌市内	240 分	39,600 円
(3) 2023 年 1 月 1 日 ~ 2023 年 3 月 31 日	大阪府内	120 分	162,000 円

(1) 利用期間：9 日間、1 日の演奏時間：3 時間まで

…3 時間×9 日間 = 63 時間（延べ演奏時間）

1 日の使用料 3 時間まで : 3,300 円×9 日 = 29,700 円（税別）

(2) 利用期間：9 日間、1 日の演奏時間：4 時間まで

…4 時間×9 日間 = 63 時間（延べ演奏時間）

1 日の使用料 4 時間まで : 4,400 円×9 日 = 39,600 円（税別）

(3) 利用期間：3 か月間

…1 か月の演奏時間 : 120(分)×30(日)÷60 時間まで

1 か月の使用料 60 時間まで : 54,000 円 × 3 か月 = 162,000 円(税別)

上記によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとします(※)。

- ・利用時間が 5 分までの場合の使用料は、150 円とする。
- ・利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、300 円とする。
- ・利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、300 円を加算した額とする。

※1 曲 1 回ごとの使用料の算出をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

#### | **適法録音物の利用について**

適法に録音された録音物によるご利用の場合の使用料は、適用される規定に定める使用料（上表）の 50%の額となります。

## その他

### ライブラリーミュージックの使用について

#### | 利用にあたってのご注意

ライブラリーミュージック（業務用音源）をご利用になる場合、購入時に使用条件をよくお確かめください。  
「著作権フリー」との表示があっても、販売元で処理済みとなっている権利の範囲が限定（著作隣接権のみ等）されていることがあります。

例えば、購入した音源について、楽曲の著作者が、JASRACと相互管理契約を締結する PRO(演奏権の著作権管理団体)に所属している場合には、その楽曲を収録して制作した CM を、日本で放送や配信するにあたり、原則として JASRAC に所定の使用料をお支払いいただくこととなります。

[JASRAC の国際ネットワーク](#)

## 委嘱・タイアップについて

### | 広告用委嘱曲

広告主の依頼により、広告に利用するために書き下ろされた楽曲について、当事者間の合意に基づく委託者からの届出により、一定の条件のもと、JASRAC の管理を制限（使用料免除）する制度です。

### | タイアップ<sup>°</sup>

新曲の販売促進のために広告で利用される楽曲（①新曲と広告する商品等とのタイアップ）、映画興行での集客や映画の二次利用を促進するため、広告に利用される楽曲（②映画用委嘱曲と広告する商品等とのタイアップ）について、当事者間の合意に基づく委託者からの届出により、一定の条件のもと、JASRAC の管理を制限（使用料免除）する制度です。

### 【免除を認める範囲】

上記の制度により、使用を認める（使用料免除）利用形態については、下表の範囲（太線の枠内）で、当事者が合意したものとなります。

展開方法 (具体例)	制作に係る 利用形態と使用料		展開に係る 利用形態と使用料	
放送(テレビ CM・ラジオ CM)			放送	規定額
配信(ウェブ CM)			インターネット配信	規定額
店頭での CM 上映(動画 CM)			ビデオグラム上映	規定額
街頭やイベントでの CM 上映 (動画 CM)			ビデオグラム上映	規定額
劇場用 CM 上映	広告目的複製	指し値	映画上映	規定額
再生演奏(音声 CM)			演奏	規定額
展示・掲示(ポスター、看板等)				
配布(新聞・雑誌広告、 ビラ・チラシ、ノベルティグッズ、 販促用 DVD 等)				

2005 年 6 月 初版作成  
2024 年 3 月 最終更新

### お問い合わせ

[JASRAC 広告・ゲーム・映画課](#)